

千葉県立柏の葉公園
整備・管理運営事業者募集事業
公募設置等指針

令和4年4月

千葉県

目次

第1章 事業の概要	1
1. 事業の背景と目的	1
(1) 事業の背景	1
(2) 事業の目的	1
2. 公園の概要	1
3. 事業範囲、事業の内容等	3
(1) 事業範囲	3
(2) 公募対象区域	3
(3) 事業イメージと費用及び役割分担	4
(4) 事業の流れ	6
(5) 公募に当たっての各エリアの考え方	6
第2章 公募対象公園施設等の設置に係る事項	8
1. 公募対象公園施設	8
(1) 公募対象公園施設の種類	8
(2) 公募対象公園施設の建設に関する事項	8
(3) 公募対象公園施設の管理運営に関する事項	9
(4) 公募対象公園施設の場所	10
(5) 設置又は管理の開始の時期	10
(6) 公募対象公園施設の使用料の額の最低額	10
2. 特定公園施設	10
(1) 特定公園施設の建設に関する事項	10
3. 都市公園の環境の維持及び向上を図るための清掃その他の措置	11
(1) 関係法令の遵守及び利用者の安全性・快適性を考慮した管理運営	11
(2) 指定管理者との連携	11
(3) 特定公園施設等の管理運営に関する事項	11
4. 利便増進施設	11
(1) 利便増進施設の設置に関する事項	11
5. 公募設置等計画の認定の有効期間（事業期間）	12
第3章 応募資格及び応募手続き等	12
1. 公募への参加資格等	12
(1) 応募資格	12
(2) グループ応募	13
(3) 応募条件	13
(4) 提供情報	14
(5) 事業破綻時の措置	14
2. スケジュール	15
3. 応募手続き	15
(1) 公募設置等指針の公表	15

(2) 公募設置等指針等説明会	16
(3) 質問及び回答	16
(4) 応募登録	17
(5) 応募辞退	17
(6) 公募設置等計画等の受付	17
(7) 事務局	21
4. 受付期間	21
5. 審査方法等	21
(1) 審査の流れ	21
(2) 選定委員会	22
(3) 評価基準	22
(4) 結果通知	23
(5) 選定委員会の委員への接触の禁止等	23
(6) 無効又は失格	23
6. 公募設置等予定者等の決定	24
7. 公募設置等計画の認定	24
8. 認定公募設置等計画の変更	24
9. 契約の締結等	24
(1) 基本協定	24
(2) 公募対象公園施設等の設置管理許可等	24
第4章 その他	25
1. リスク分担に関する事項	25
(1) リスク分担	25
2. 業務の継続が困難になった場合等の措置	26
3. その他	26

■用語の定義

<p>P-PFI</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成 29 年の都市公園法改正により創設された、飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する「公募設置管理制度」のこと。 都市公園における民間資金を活用した新たな整備・管理手法として「Park-PFI」(略称:P-PFI)と呼称。 <p><P-PFI のイメージ></p>  <table border="1" data-bbox="469 779 1246 954"> <tr> <td></td> <td>カフェ等の収益施設 (公募対象公園施設)</td> <td>広場、園路等の公共部分 (特定公園施設)</td> </tr> <tr> <td>従前</td> <td>民間資金</td> <td>公的資金</td> </tr> <tr> <td>新制度</td> <td>民間資金</td> <td>収益を充当 公的資金</td> </tr> </table>		カフェ等の収益施設 (公募対象公園施設)	広場、園路等の公共部分 (特定公園施設)	従前	民間資金	公的資金	新制度	民間資金	収益を充当 公的資金
	カフェ等の収益施設 (公募対象公園施設)	広場、園路等の公共部分 (特定公園施設)								
従前	民間資金	公的資金								
新制度	民間資金	収益を充当 公的資金								
<p>公募対象公園施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> 都市公園法第5条の2第1項に規定する「公募対象公園施設」のこと。飲食店、売店等の公園施設であって、法第5条第1項の許可の申請を行う事ができる者を公募により決定することが、公園施設の設置又は管理を行う者の公平な選定を図るとともに、都市公園の利用者の利便の向上を図る上で特に有効であると認められるもの。 例：カフェ、レストラン、売店、屋内子供遊び場、等 									
<p>特定公園施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> 都市公園法第5条の2第2項第5号に規定する「特定公園施設」のこと。公園管理者との契約に基づき、公募対象公園施設の設置又は管理を行うこととなる者が整備する、園路、広場等の公園施設であって、公募対象公園施設の周辺に設置することが都市公園の利用者の利便の一層の向上に寄与すると認められるもの。 									
<p>利便増進施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> 都市公園法第5条の2第2項第6号に規定する「利便増進施設」のこと。P-PFIにより選定された者が占有物件として設置できる自転車駐車場、地域における催しに関する情報を提供するための看板・広告塔。 									
<p>公募設置等指針</p>	<ul style="list-style-type: none"> P-PFIの公募に当たり、都市公園法第5条の2の規定に基づき、地方公共団体が各種募集条件等を定めたもの。 									
<p>公募設置等計画</p>	<ul style="list-style-type: none"> 都市公園法第5条の3の規定に基づき、P-PFIに応募する民間事業者等が公園管理者に提出する計画。 									
<p>設置等予定者</p>	<ul style="list-style-type: none"> 審査・評価により、最も適切であると認められた公募設置等計画を提出した者。 									
<p>認定計画提出者</p>	<ul style="list-style-type: none"> 公園管理者が、都市公園法第5条の5の規定に基づき認定した公募設置等計画を提出した者。 									
<p>設置許可</p>	<ul style="list-style-type: none"> 都市公園法第5条第1項の規定により、公園管理者以外の者が都市公園に公園施設を設置及び管理することについて、公園管理者が与える許可。 									
<p>管理許可</p>	<ul style="list-style-type: none"> 都市公園法第5条第1項の規定により、公園管理者以外の者が都市公園内の公園施設を管理することについて、公園管理者が与える許可。 									
<p>占有許可</p>	<ul style="list-style-type: none"> 都市公園法第6条第1項の規定により、都市公園に公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて都市公園を占有することについて、公園管理者が与える許可。 									

※「都市公園の質の向上に向けた Park-PFI 活用ガイドライン」(国土交通省都市局公園緑地・景観課)より一部引用

第1章 事業の概要

1. 事業の背景と目的

(1) 事業の背景

千葉県立柏の葉公園は、「健康・文化・みどり」をテーマに、県民のうるおいとやすらぎの場として開設した45.0haの広域公園です。年間来場者数は約150万人であり、子供からお年寄りまで幅広い世代の憩いの場となっています。

一方、来場者数に比べ飲食・売店・休憩等施設が不足しています。更に、気軽に利用できる新たな都市型スポーツ施設の設置や、緑あふれる公園環境の維持など、県民ニーズの多様化にも対応していく必要があります。

(2) 事業の目的

県立柏の葉公園では、公園の更なる魅力向上に向け、都市公園法に基づく公募設置管理制度(Park-PFI)を活用し、園内の緑や水辺を活かした飲食施設について、民間活力による導入を目的とします。

2. 公園の概要

【柏の葉公園の概要】

千葉県立柏の葉公園は、つくばエクスプレス柏の葉キャンパス駅から西に約1kmの距離に位置する「健康・文化・みどり」をテーマに、県民のうるおいとやすらぎの場として開設した公園です。(図-1【千葉県立柏の葉公園現況航空写真】参照)

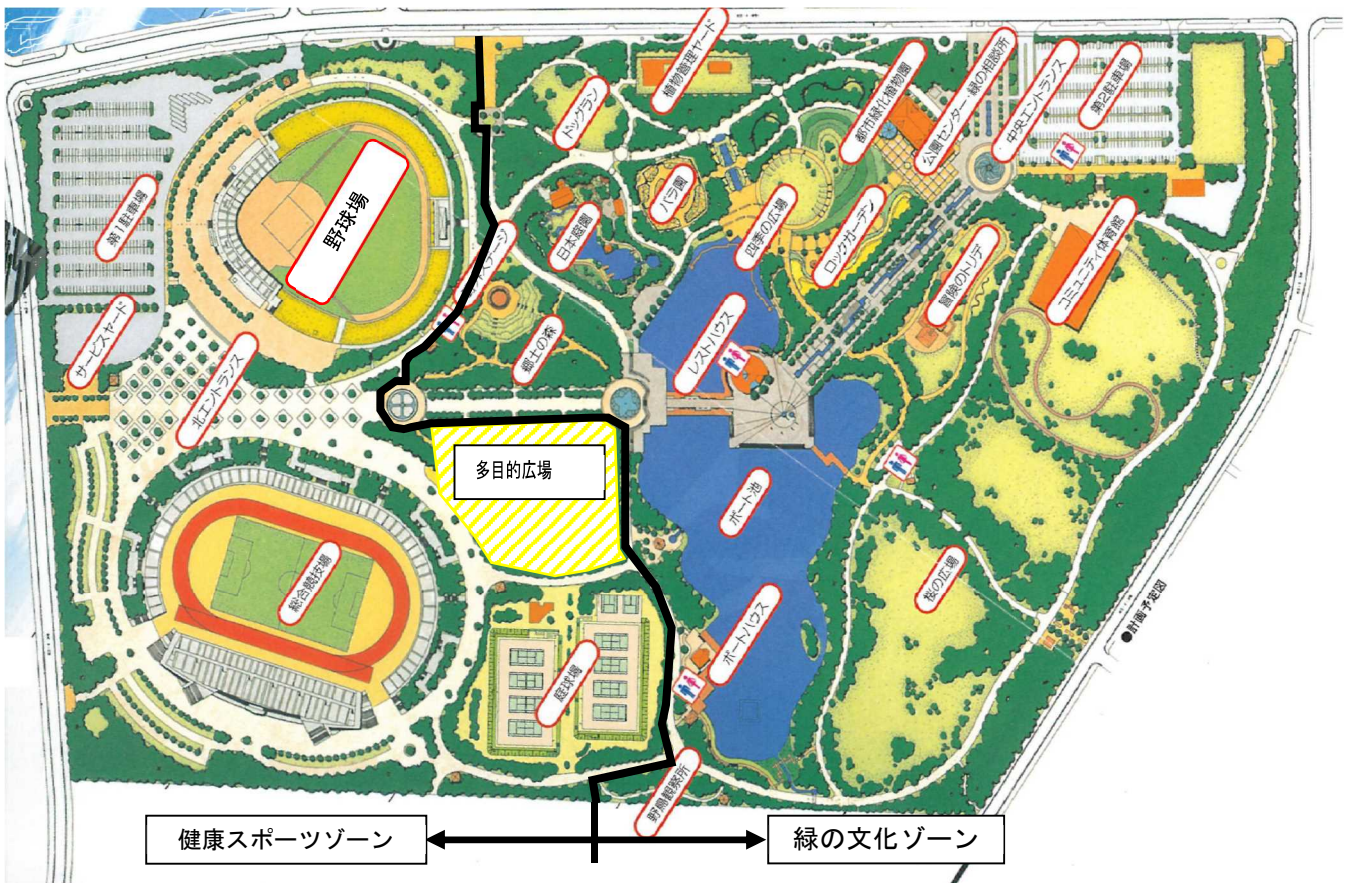
45.0ヘクタールの広大な敷地では、芝生広場、花壇等豊かな自然が楽しめるほか、総合競技場やコミュニティ体育館、野球場、庭球場等のスポーツ施設、更には日本庭園をはじめとする文化施設があり、子どもからお年寄りまで幅広い年齢の方々の憩いの場として親しまれています。

所在地	千葉県柏市柏の葉
公園面積	45.0ha
種別	広域公園
主な公園施設	公園センター、体育館、レストハウス、日本庭園、茶室、野球場、総合競技場、庭球場、駐車場、桜の広場

【土地概要】

区域区分	都市計画区域 市街化区域
都市施設	都市計画公園区域
用途地域	第二種住居地域
建ぺい率	60% ※別途都市公園法及び千葉県都市公園条例に基づく建ぺい率の適用があります。本事業においては、整備対象区域内に設置可能な建築面積の合計の上限は公園面積の10%相当の45,000㎡とします。
容積率	200%
防火地域及び順防火地域	該当無し
その他（文化財保護法関係）	該当無し

図ー1 【千葉県立柏の葉公園全体平面図】



3. 事業範囲、事業の内容等

(1) 事業範囲

事業者には、県立柏の葉公園において、以下の業務を行っていただきます。

- ① 公募対象公園施設の設置及び管理運営業務
- ② 特定公園施設の設計業務
- ③ 特定公園施設の建設業務
- ④ 特定公園施設の譲渡業務
- ⑤ 特定公園施設の管理業務
- ⑥ 利便増進施設の設置及び管理運営業務

(2) 公募対象区域

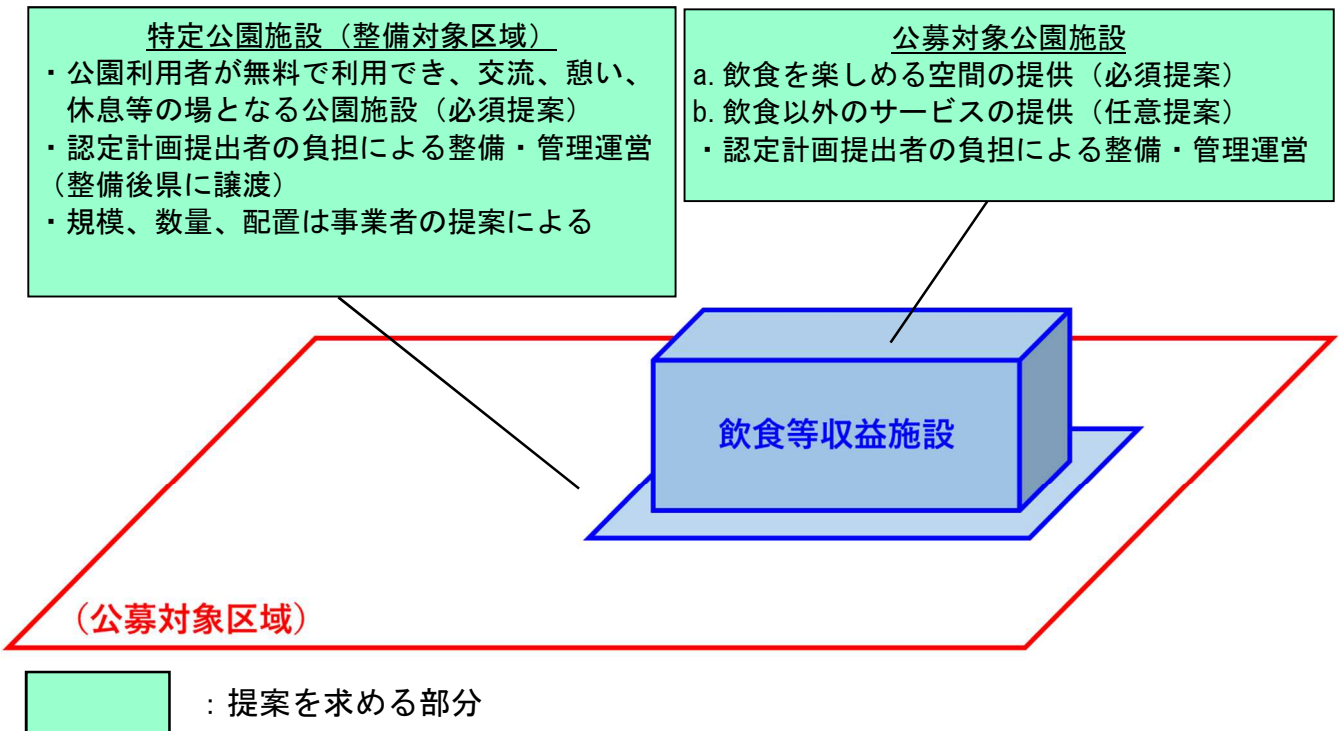
公募対象は、図－2【公募対象区域の位置図】に示すAエリア（約3,000㎡）、Bエリア（約5,330㎡）を対象とした区域です。

図－2【公募対象区域の位置図】



(3) 事業イメージと費用及び役割分担

①事業イメージ



②公募対象公園施設の種類

本事業において、認定計画提出者が整備可能な公募対象公園施設の種類を表-1に示すとおりとします。

表-1 公園施設及び公募対象公園施設一覧表

分類	園路広場	修景施設	休養施設	遊戯施設	運動施設	教養施設	便益施設	管理施設	その他の施設
公園施設の種類	園路 広場	植栽	休憩所	ぶらんこ	野球場	植物園	売店	門	展望台
		芝生	ベンチ	滑り台	陸上競技場	温室	飲食店	柵	集会所
		花壇	野外卓	シーソー	サッカー場	分区園	宿泊施設	管理事務所	備蓄倉庫
		いけがき	ピクニック場	ジャングルジム	ラグビー場	動物園	駐車場	詰所	[耐震性貯水槽]
		日陰だな	キャンプ場	ラダー	テニスコート	動物舎	園内移動用施設	倉庫	[放送施設]
		噴水	砂場	バスケットボール場	水族館	水族館	便所	車庫	[情報通信施設]
		水流	その他これらに類するもの	徒渉池	バレーボール場	自然生態園	荷物預り所	材料置場	[ヘリポート]
		池		舟遊場	ゴルフ場	野鳥観察所	時計台	苗畑	[係留施設]
		滝		魚つり場	ゲートボール場	動物物の保護繁殖施設	水飲場	掲示板	[発電施設]
		つき山		メリーゴーランド	水泳プール	野外劇場	手洗場	標識	[延焼防止のための散水施設]
		彫像		遊戯用電車	温水利用型健康運動施設	野外音楽堂	その他これらに類するもの	照明施設	※[]内は省令で定めている施設
		灯籠		野外ダンス場	リハビリテーション用運動施設	図書館		ごみ処理場	
		石組			ボート場	陳列館		(廃棄物再生利用施設含む)	
		飛石			スケート場	天体・気象観測施設		くず箱	
		その他これらに類するもの			スキー場	体験学習施設		水道	
			相撲場	記念碑		井戸			
			弓場	その他これらに類するもの		暗渠			
			乗馬場			水門			
			鉄棒			雨水貯留施設			
			つり輪			水質浄化施設			
			その他これらに類するもの			護岸			
			これらに附属する工作物 (観覧席、シャワー等)			擁壁			
						発電施設 (環境への負荷の低減に資するもの)			
						その他これらに類するもの			

公募対象公園施設

③認定計画提出者が行う内容、費用負担及び役割分担表

認定計画提出者が行う内容、費用負担及び役割分担表は表－２に示すとおりとします。

表－２ 認定計画提出者が行う内容、費用負担及び役割分担表

項目		公募対象公園施設		特定公園施設
		便益施設（飲食店）	便益施設（売店、園内移動用施設、便所、荷物預り所、時計台、水飲場、手洗場、その他これらに類するもの）、休養施設（休憩所、ベンチ、野外出、その他これらに類するもの）、展望台、集会所	広場、園路等の公共部分
提案		必須	任意	必須
		整備対象区域内において、規模、数量、配置、管理運営計画等は認定計画者の提案とする。		整備対象区域内において、規模、数量、配置、管理運営計画等は認定計画提出者の提案とする。
整備 （設計含む）	実施主体	認定計画提出者		認定計画提出者
	費用負担	認定計画提出者		認定計画提出者
	位置付け等	認定計画提出者が設置許可（※）を受けて施設を整備する。		認定計画提出者が設置許可（※）を受けて施設を整備する。
管理運営	実施主体	認定計画提出者		認定計画提出者
	費用負担	認定計画提出者		認定計画提出者
	位置付け等	認定計画提出者が設置許可もしくは管理許可を受けて施設を管理運営する。		認定計画提出者が管理許可を受けて施設を管理運営する。

（※）整備に関する設置許可の使用料を減免する。

(4) 事業の流れ

①公募設置等予定者の選定

県は、応募者が提出した公募設置等計画の審査を行い、公募設置等予定者を選定します。

②公募設置等計画の認定

県は、公募設置等予定者の提出した公募設置等計画について、公募対象公園施設の場所を指定して、当該公募設置等計画が適当である旨の認定をします。

なお、県は、必要に応じ、公募設置等予定者との協議により、公募設置等計画を一部変更したうえで認定する場合があります。

また、県は、当該認定をした日、認定の有効期間、公募対象公園施設の場所を公示します。

公募設置等計画の認定後、公募設置等計画は認定計画となり、公募設置等予定者は認定計画提出者となります。

③基本協定の締結

認定計画提出者は、公募設置等計画に基づき、県との間で協議の上、事業実施条件や認定計画提出者の権利・義務等を定めた「基本協定」を締結します。

④公募対象公園施設の設置、管理運営

認定計画提出者には、都市公園法第5条に基づく設置管理許可により、公募対象公園施設の設置、維持管理及び運営を行っていただきます。

⑤特定公園施設の建設、県への譲渡

特定公園施設に係る建設は、認定計画提出者の負担において実施し、建設後は県に無償で譲渡していただきます。

⑥特定公園施設の管理運営

特定公園施設の引渡しが終了した時点において、都市公園法第5条に基づく管理許可により、認定計画提出者において管理運営していただきます。

⑦利便増進施設の設置、管理運営

認定計画提出者には、都市公園法第5条に基づく設置管理許可又は同法第6条に基づく占用許可により、利便増進施設の設置、維持管理及び運営を行っていただきます。

⑧事業終了

事業終了後は、公募対象公園施設及び利便増進施設の解体・撤去を行っていただきます。

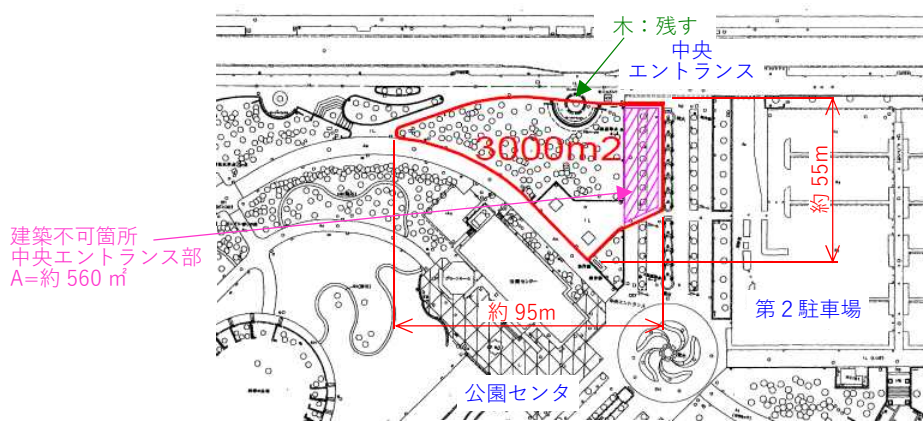
(5) 公募に当たっての各エリアの考え方

①Aエリアの考え方

公募対象区域の約3000㎡の中で公募対象公園施設と特定公園施設を自由に提案してください。(中央エントランス部では建築不可、ただし椅子等の設置は可能)

なお、提案にあたっては認定計画提出者が施設を設置し、管理する区域を明示してください。管理する区域は、想定する事業に応じて公募対象公園施設及び特定公園施設の設置場所より広くご提案頂いても構いません。

- a) 公募対象区域：約 3,000 m²
- b) コンセプト：緑と調和した便益施設等の導入
- c) 公募対象公園施設
 - ・ 必須条件：便益施設（飲食店）
 - ・ 任意条件：休養施設（休憩所、ベンチ、野外卓、その他これらに類するもの）、便益施設（売店、園内移動用施設、便所、荷物預り所、時計台、水飲場、手洗場、その他これらに類するもの）、集会所
 - ・ 配置：【 図面① 】 のとおり
- d) 特定公園施設
 - ・ 必須条件：公園利用者が無料で利用でき、交流、憩い、休息等の場となる公園施設
 - ・ 配置：【 図面① 】 のとおり



【 図面① 】

② Bエリアの考え方

公募対象区域の約 5,330 m²の中で公募対象公園施設と特定公園施設を自由に提案してください。

なお、提案にあたっては認定計画提出者が施設を設置し、管理する区域を明示してください。管理する区域は、想定する事業に応じて公募対象公園施設及び特定公園施設の設置場所より広くご提案頂いても構いません。

既存のレストハウスについては、改修等を行うほか、解体・新築することも可能とします。

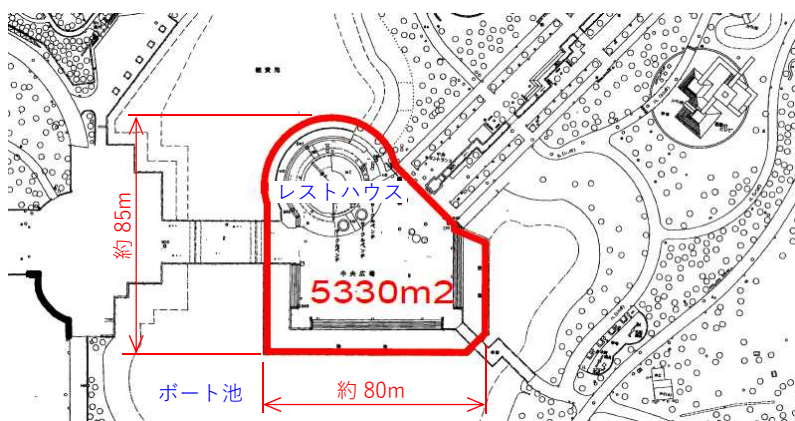
- a) 公募対象区域：約 5,330 m²
 - ※原則、公募対象区域は約 5,330 m²の中としますが、他の公園施設に影響が無い範囲で公募対象区域を越えて提案することを可能とします。
- b) コンセプト：修景・親水を活かした便益施設等の導入
- c) 公募対象公園施設
 - ・ 必須条件：便益施設（飲食店）
 - ・ 任意条件：休養施設（休憩所、ベンチ、野外卓、その他これらに類するもの）、便益施設（売店、園内移動用施設、便所、荷物預り所、時計台、水飲場、手洗場、その他これらに類するもの）、展望台または集会所

・配置：【 図面② 】 のとおり

- ・その他条件：①公園利用者がいつでも利用できるトイレの確保（特定公園施設としてトイレを整備しても構いません。）【必須条件】
 - ②レストハウスを改修等で計画する場合は、事業期間の施設の維持管理は認定計画提出者が行うこととします【必須条件】
- ※レストハウス、トイレの詳細は別添6を参照

d) 特定公園施設

- ・必須条件：公園利用者が無料で利用でき、交流、憩い、休息等の場となる公園施設
- ・配置：【 図面② 】 のとおり



【 図面② 】

第2章 公募対象公園施設等の設置に係る事項

1. 公募対象公園施設

(1) 公募対象公園施設の種類

公募対象公園施設は、都市公園法第5条の2第1項及び都市公園法施行規則第3条の3に規定されている休養施設（休憩所等）、便益施設（飲食店等）、展望台または集会場であって、当該施設から生じる収益を特定公園施設の建設に要する費用に充てることが認められるものとし、公園施設に該当しないものは認められません。

（表－2 ■公園施設及び公募対象公園施設一覧 参照）

(2) 公募対象公園施設の建設に関する事項

- ①公募対象公園施設の規模、数量、配置等は、認定計画提出者の提案によりますが、都市公園が一般公衆の自由な利用に供される公共施設であることを鑑みた提案としてください。
- ②施設の設計にあたっては、ユニバーサルデザインに配慮し、「千葉県立都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例（平成24

年7月13日条例第48号)」「千葉県福祉のまちづくり条例(平成24年3月23日条例第11号)」に基づいた設計としてください。

- ③施設の設計にあたっては、「柏の葉公園における公募設置公募制度活用の方針」、「柏市景観計画(平成31年2月改定)」を参考とし、施設のデザイン、高さ、配置等は景観や周辺環境と調和した設計としてください。
- ④周辺施設の立地や現在の公園利用者の動線等を考慮し、機能的で安全な公園利用者の動線を確保してください。なお、既設の園路等を公募対象公園施設の設置に伴い付け替える場合は、認定計画提出者の負担にて整備してください。
- ⑤Bエリアにある既存のトイレを改修または新たに設置する際は公園利用者がいつでも利用できるようにしてください。
- ⑥施設に必要なインフラ(電気、ガス、上下水道等)は、別添2のインフラ概要図、別添3のインフラ平面図を参照のうえ、必要に応じて各インフラ管理者と協議を行い、認定計画提出者の負担にて整備してください。本公園の既設の各インフラの容量等に支障がない場合は、これらから分岐できるものとし、分岐した場合は、子メーターの設置等により、当該公募対象公園施設の使用料を区分できるようにしてください。
- ⑦施設の建設にあたっては、都市公園法、建築基準法、消防法、その他関係法令の規定に適合するものとし、関係機関等への届出や検査など必要な手続きを遅滞なく行ってください。
- ⑧屋外照明施設を設置する場合は、「都市公園技術標準解説書(令和元年度版)」に基づき、設置してください。
- ⑨認定計画提出者は公募対象公園施設の設計図書、工事工程表を県に提出し、内容について確認を受ける必要があります。なお、設計の内容が提案内容と相違する場合や公園利用者の安全性・利便性の観点から修正を求める場合があります。
- ⑩やむを得ない理由により、提案内容を変更する必要がある場合は、県と協議の上、提案趣旨を逸脱しない範囲で変更できるものとします。

(3) 公募対象公園施設の管理運営に関する事項

- ①公募対象公園施設の運営にあたっては、都市公園が一般公衆の自由な利用に供される公共施設であることを鑑みた提案としてください。
- ②公募対象公園施設は、公園利用者の利便性や周辺環境を考慮し、本公園の開園日時を基本として、各施設の特徴に応じた営業時間により運営を行ってください。
- ③年間を通じ、円滑な管理運営が可能な従業員の配置体制とするとともに、災害・事故発生時の危機管理に対応できる管理運営体制としてください。
- ④駐車場は既存の2箇所を利用することを原則とし、現在、指定管理者による管理運営を行っているため、使用する日時は、調整が必要となります。
- ⑤アルコール飲料の提供は可能とします。
- ⑥県が示す新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を遵守してください。
- ⑦公募対象公園施設を利用した公園利用者から出たゴミ等は適切に処理してください。
- ⑧当公園は県の地域防災計画において、大規模災害等が発生した際の広域防災拠点の位置づけとなっていること、柏市における広域避難場所にも指定されていることを踏ま

えて、災害時の対応に配慮した提案をしてください。

⑨当公園の指定管理者と連携し、公園の魅力向上に努めてください。

(4) 公募対象公園施設の場所

公募対象公園施設の設置が可能な場所は<Aエリア>【 図-1 】(P3)、<Bエリア>【 図-2 】(P3)に示す整備対象区域内とします。

なお、<Bエリア>については、他の公園施設に影響が無い範囲で公募対象区域を越えて提案することを可能とします。

(5) 設置又は管理の開始の時期

公募対象公園施設の設置管理許可は基本協定締結(2023年3月頃)以降となる予定です。

(6) 公募対象公園施設の使用料の額の最低額

公募対象公園施設の使用料の最低額は以下のとおりです。年間使用料及び対象面積を提案してください。

なお、対象面積には建築物の範囲以外に、カフェ等を設置した際のオープンテラスなど公募対象公園施設の利用者しか利用できない部分の面積も含めます。また、許可面積の決定にあたっては、協議を経て、認定計画提出者から最終的な計画内容を提出いただき、県が精査のうえ決定するものとします。

公募対象公園施設の最低使用料	145円/㎡・月
----------------	----------

認定計画提出者は、公募設置等計画に記載した使用料の額を県に納付していただきます。

※公園使用料＝事業期間×年額公園使用料×対象面積

2. 特定公園施設

(1) 特定公園施設の建設に関する事項

1) 特定公園施設の整備範囲について

特定公園施設の整備範囲は、<Aエリア>【 図-1 】(P3)、<Bエリア>【 図-2 】(P3)の公募対象区域から、公募対象公園施設の範囲を減じた範囲内で自由に提案してください。

なお、<Bエリア>については、他の公園施設に影響が無い範囲で公募対象区域を越えて提案することを可能とします。

2) 特定公園施設の設計・工事について

①特定公園施設として、公募対象公園施設の利用者以外の公園利用者も、無料で利用でき、交流、憩い、休息等の場となるよう提案してください。

②特定公園施設の整備に要する費用は、認定計画提出者が全額費用負担することと

し、特定公園施設として、整備した施設は整備後、県へ無償で譲渡していただきます。

- ③施設の設計にあたっては、ユニバーサルデザインに配慮し、「千葉県立都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例（平成 24 年 7 月 13 日条例第 48 号）」「千葉県福祉のまちづくり条例（平成 24 年 3 月 23 日条例第 11 号）」に基づいた設計としてください。
- ④施設の設計にあたっては、「柏の葉公園における公募設置公募制度活用の方針」、「柏市景観計画（平成 31 年 2 月改定）」を参考とし、施設のデザイン、高さ、配置等は周辺環境と調和した設計としてください。
- ⑤認定計画提出者は特定公園施設の設計図書、工事工程表を県に提出し、内容について確認を受ける必要があります。なお、設計の内容が提案内容と相違する場合、修正を求めることがあります。
- ⑥やむを得ない理由により、提案内容を変更する必要がある場合は、県と協議の上、提案趣旨を逸脱しない範囲で変更できるものとします。

3. 都市公園の環境の維持及び向上を図るための清掃その他の措置

(1) 関係法令の遵守及び利用者の安全性・快適性を考慮した管理運営

関係法令（都市公園法（昭和 31 年法律第 29 号）、都市公園法施行令（昭和 31 年政令第 290 号）、都市公園法施行規則（昭和 31 年建設省令第 30 号）、柏市屋外広告物条例（平成 19 年柏市条例第 66 号）ほか行政関係法規、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）ほか労働関係法規、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）その他関係法令）を遵守し、利用者の安全性及び快適性を考慮した管理運営を行って下さい。

(2) 指定管理者との連携

本事業の実施にあたり、認定計画提出者と指定管理者のそれぞれの管理範囲やゴミの収集等の責任の所在を明確にするため、県、認定計画提出者、指定管理者との間で三者協定を締結することを予定しています。なお、協定事項については、三者の協議により定めることとします。

(3) 特定公園施設等の管理運営に関する事項

特定公園施設等の管理運営費用は、認定計画提出者にすべて負担していただくこととします。公園利用者の安全面や衛生面に配慮した適切な管理運営方法を提案してください。

なお、特定公園施設等の維持管理は、年間を通して実施してください。

4. 利便増進施設

(1) 利便増進施設の設置に関する事項

1) 利便増進施設の設置について（任意）

利便増進施設を設置する場合は、設置する施設の種類、規模、設置場所等を提案

してください。設置できる施設は、自転車駐車場、地域における催しに関する情報提供のための看板・広告塔です。

2) 利便増進施設を設置する場合の使用料

利便増進施設を設置する場合の使用料は以下のとおりです。

占用許可	465円／個・月
------	----------

5. 公募設置等計画の認定の有効期間（事業期間）

公募設置等計画の認定の有効期間は、管理運営期間の20年以内とします。

なお、公募対象公園施設の設置管理許可期間は、許可日から10年以内としますが、県は、当該期間内に認定計画提出者から設置管理許可の更新の申請があった場合は、上記認定の有効期間内で許可を与えることとします。

また、施設の設置及び事業終了後の施設の解体・撤去については、別途、都市公園法等の手続きが必要となります。

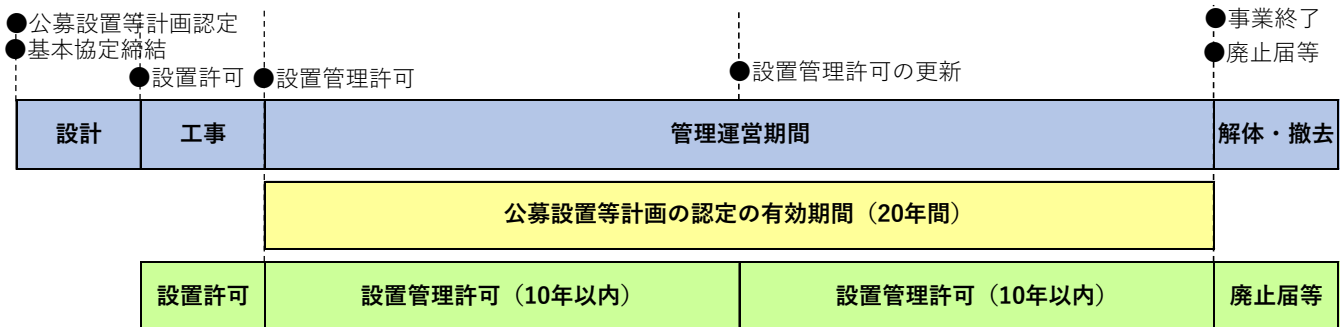


図-3 【事業スケジュールイメージ】

第3章 応募資格及び応募手続き等

1. 公募への参加資格等

(1) 応募資格

法人その他の団体（個人での応募はできません。）又はそのグループであって、次の全ての条件を満たすものとします。

- ①会社更生法、民事再生法等による手続きをしている団体でないこと。
- ②法人税、消費税、地方消費税、県税及び市町村税の滞納がないこと。
- ③地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、本県から入札の参加者資格を取り消されていないこと。
- ④千葉県から指名停止措置を受けていないこと。
- ⑤役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。
- ⑥次に掲げる暴力団排除措置事由に該当しないこと。

ア. 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定するものをいう。以下同じ。）又はそれらの利益となる活動を行う団体であるとき。

- イ. 役員が暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員若しくはこれに準ずる者（以下「暴力団関係者」という。）であるとき又は暴力団関係者が経営に実質的に関与しているとき。
- ウ. 役員が、自社、自己もしくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしているとき。
- エ. 役員が、暴力団又は暴力団関係者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与しているとき。
- オ. 役員が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- カ. 役員が、暴力団関係者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき。

(2) グループ応募

本公園のサービスの向上並びに業務の効率的な実施を図るうえで必要な場合は、複数の法人等（以下「グループ」という。）が共同して応募することができます。この場合は、次の事項に留意して申請してください。

- ①グループにより申請をする場合は、グループの名称を設定し、代表となる法人等を選定すること。なお、代表となる法人等以外は、当該グループの構成団体として扱います。
また、公募設置等計画の受付以降は、代表となる法人等又は構成団体の変更を行うことはできません。
- ②グループ応募については、誓約書（様式5（グループ提案用））、委任状（様式6（グループ提案用））、役員名簿（様式7（グループ提案用））を提出してください。
- ③グループの構成員は、他のグループの構成員となり、又は単独で申請を行うことはできません。

(3) 応募条件

1) 複数応募の禁止

- ア. 応募法人は、他の応募グループの代表法人又は構成法人となることはできません。
- イ. 同時に複数の応募グループにおいて、応募グループの代表法人又は構成法人となることはできません。

(4) 提供情報

資料等		備考	配布方法
指針	公募設置等指針		HP掲載
提出様式	公募説明会参加申込書	様式1	HP掲載
	応募登録申込書	様式2	HP掲載
	質問書	様式3	HP掲載
	応募辞退届	様式4	HP掲載
	公募設置等計画等	様式5～19	HP掲載
参考資料	柏の葉公園平面図	別添1	HP掲載
	インフラ概要図	別添2	HP掲載
	インフラ平面図	別添3	HP掲載
	千葉県立柏の葉公園における 公募設置管理制度活用の方針	別添4	HP掲載
	Aエリア、Bエリア現況写真	別添5	HP掲載
	レストハウス・トイレ詳細図	別添6	HP掲載
後日配付	公園平面図（参考図）	CADデータ	様式1受領後に個別配布 （希望制・後日配布）
	レストハウス建築図面（一式）	PDFデータ	様式1受領後に個別配付 （希望制・後日配付）
	協定等基本協定書（案）		様式2受領後に個別配布 （希望制・後日配布）
	その他（都合により生じた場合）		HP掲載等

(5) 事業破綻時の措置

認定された公募設置等計画の有効期間内に認定計画提出者による事業が破綻した場合、都市公園法第5条の8に基づき、認定計画提出者は県の承認を得て別の民間事業者により事業を承継することができます。承継しない場合は、認定計画提出者の負担により公募対象公園施設等を解体・撤去し、更地返還していただく必要があります。なお、認定計画提出者が更地返還を行わない場合、県は、認定計画提出者に代わり施設の解体・撤去を行い、その費用を認定計画提出者へ請求します。

2. スケジュール

公募及び事業のスケジュールは、以下のように予定しています。

公募設置等指針の公表	令和4年 4月27日（水）から 令和4年10月31日（月）まで
公募参加事業者説明会の応募期間	令和4年4月27日（水）から 令和4年5月24日（火）まで
公募説明会の開催	令和4年5月25日（水）
質問の受付	令和4年4月27日（水）から 令和4年8月26日（金）まで ※随時回答を行います。
応募登録	令和4年4月27日（水）から 令和4年8月26日（金）まで
公募設置等計画の受付期間	令和4年10月 3日（月）から 令和4年10月31日（月）まで
提案内容プレゼンテーション	令和4年11月下旬
公募設置等計画の審査・評価	令和4年11月下旬
公募設置等予定者の通知	令和4年12月頃
公募設置等計画の認定	令和5年3月頃
基本協定締結	令和5年3月頃

3. 応募手続き

（1）公募設置等指針の公表

公募設置等指針を下記の期間、県のホームページに掲載しますので、ダウンロードして入手してください。

【HP アドレス】

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kouen/toshikouen/kanminrenkei/jigyokoubo.html>

【掲載期間】 令和4年4月27日（水）から令和4年10月31日（月）まで

以下の表の後日配布資料については、希望者への個別配布とするため、希望する場合は所定の時期に事務局へ申し出てください。ただし、個別配布資料については、本公募設置等計画の作成又は実施にかかる用途以外には使用しないで

ください。なお、必要に応じて、応募登録申込者へ直接電子メール等により別途資料を配布する場合があります。

(2) 公募設置等指針等説明会

公募設置等指針等説明会を以下のとおり開催します。説明会に参加をされる方は、申し込みが必要となりますので、期日までに様式1「公募説明会参加申込書」に必要事項を記入の上、下記によりお申込みください。

【説明会】

日 時：令和4年5月25日（水）14時から16時まで

場 所：千葉県立柏の葉公園 公園センター会議室

（住所：柏市柏の葉4-1）

千葉県立柏の葉公園 第2駐車場をご利用ください。

上記場所でご説明した後、現地をご案内する予定です。

【参加申込み方法】

申込期間：令和4年4月27日（水）から令和4年5月24日（火）まで

申込先 E-mail：kouen1@mz.pref.chiba.lg.jp

メール件名は【公募説明会参加申込】としてください。

メールに様式1「公募説明会 参加申込書」を添付してください。

【留意事項】

- ・説明会への参加は、1者2名以内とし事前申込制とします。
- ・多数の参加希望者があった場合は、開催場所及び開催時刻等の変更を行うことがあります。
- ・説明会当日には、本実施要領は配布しませんので、各自持参してください。
- ・説明会への参加は公募への参加の条件ではありません。

(3) 質問及び回答

公募に関する質問を下記により受け付けます。なお、法人グループで提案する場合の質問は、代表者が取りまとめて行ってください。

【質問受付期間】

令和4年4月27日（水）から令和4年8月26日（金）まで

【受付方法】

様式3「質問書」に質問を記入の上、Eメールにてご送付ください。

送付先：E-mail：kouen1@mz.pref.chiba.lg.jp

メール件名は【公募質問シート送付】としてください。

【質問に対する回答】

質疑に対する回答は、メールにて返信するとともに千葉県ホームページに随時掲載します。

(4) 応募登録

事業に応募される方は、必ず応募登録してください。

応募登録は、応募法人又は応募グループに限ります。個人での応募登録は出来ません。応募グループで公募設置等計画の提出を予定されている場合は、応募グループのうち1者が代表して応募登録を行ってください。なお、公募設置等計画の受付時までは、応募登録をした法人が存在する場合に限り、グループの構成を変更することは可能です。

応募登録は、次のとおり行ってください。

使用様式：様式2「応募登録申込書」

申込期限：令和4年4月27日（水）から令和4年8月26日（金）まで

受付場所：千葉県庁 県土整備部 都市整備局 公園緑地課 県立公園室
(千葉県庁中庁舎8階)

提出方法：受付場所へ持参もしくは郵送（令和4年8月26日（金）必着）

(5) 応募辞退

応募登録後に参加を辞退する場合は、応募辞退届（様式4）に必要事項を記入の上、電子メールにより提出してください。また、必ず電話による受信確認をしてください。

(6) 公募設置等計画等の受付

【申込み方法】

公募設置等計画等を以下のとおり受け付けます。

公募設置等計画等は、以下の注意事項及び公募設置等計画等関係書類一覧に従って提出してください。なお、受付期間内に受付場所に到達しなかった公募設置等計画は受理しません。

使用様式：「公募設置等計画等関係書類一覧」の通り

受付期間：令和4年10月 3日（月）9時から

令和4年10月31日（月）17時まで

提出方法：受付場所に持参

※事前に「事務局」まで電話にて連絡後、県と受付時間を調整の上、ご持参ください。

受付場所：千葉県庁 県土整備部 都市整備局 公園緑地課 県立公園室

【公募設置等計画等作成の注意事項】

1) 一般事項

- ・公募設置等計画等の提出は、1応募者につき1提案とします。
- ・提出書類の言語は日本語とし、単位はメートル法、通貨は日本国通貨を使用してください。
- ・関係法令及び条例を遵守し、かつ本公募設置等指針に記載された条件を満足するとともに、関係機関へ必要な協議確認を行ったうえで、提出書類を作成

してください。

- ・提出書類の作成及び提出に必要な諸費用は応募者の負担とします。
- ・提出書類の提出後の変更は、原則的に認められません。
- ・必要に応じて、提出書類一覧に記載以外の書類の提出を求める場合があります。
- ・提出書類については、A4縦型パイプ式ファイル（左2点綴じ）に綴じ込み、目次、頁数及びインデックスを付け、分かりやすさ、見やすさに配慮してください。
- ・A4縦型パイプ式ファイルの背表紙には、「千葉県立柏の葉公園 公募設置等計画」、応募者名及び正副の別について、縦書きで記載してください（テーブラベル等でも可）。

2) 誓約書、応募参加資格関連書類及び応募資格関係書類 (様式5～10)

- ・A4判縦、白黒片面印刷として提出してください。

3) 公募設置等計画 (様式11～19)

- ・A4判縦、片面印刷、左2点綴じとし、頁数を付して提出してください。書体はMS明朝、10.5ポイントを標準としてください。ただし、イメージパース及び各図面、投資・収支計画については、A3折込としてください。
- ・明確かつ具体的に記述してください。分かりやすさ、見やすさに配慮し、必要に応じて図、表、写真、スケッチ等を適宜使用してください。

4) 電子データ

- ・提出書類一式を電子データ化したものをCD-R 又はDVD-R にて1部提出してください。
- ・データはPDF形式とし、原則として文字は画像化されたものではなく、テキスト情報を含むものとしてください。
- ・法人登記簿謄本等、テキスト情報を含むことが困難なものについては、画像化されたもので構いません。
- ・全ての電子データについて、提出前に、最新のウイルス定義ファイルに更新し、ウイルスチェックをしてください。

【公募設置等計画等関係書類一覧】

提出書類	様式	提出部数	
		正	副
1. 誓約書等			
(1) 誓約書	様式5	1部	1部
(2) 委任状	様式6	1部	1部
2. 応募参加資格関連書類（応募グループにあつては、代表法人及び構成法人のすべてについて提出）			
(1) 定款又は寄付行為の写し	様式自由	1部	1部
(2) 法人登記簿謄本及び印鑑証明	各種証明書	1部	1部
(3) 役員名簿	様式7	1部	1部
(4) 法人税、消費税、地方消費税、県税及び市町村税の各証明書※未納がない証明でもよい	各種証明書	1部	1部
(5) 財務諸表「貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書（純資産変動計算書）、キャッシュ・フロー計算書（作成している法人のみ）、注記等」（直近3年間）の写し※有価証券報告書を提出している場合は該当箇所の写しでもよい※連結財務諸表作成会社については、連結財務諸表、単体財務諸表※公益法人等の場合は、これらに準ずる財務諸表	関係法令に定める様式	1部	1部
(6) 事業報告書・事業計画書等（直近3年間）※有価証券報告書を提出している場合は該当箇所の写しでもよい	関係法令に定める様式	1部	1部
(7) 財務状況表（直近3年間）	様式8	1部	1部
(8) 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者は除く。）		1部	1部
(9) 障害者雇用状況報告書の写し（今年度公共職業安定所長に提出した、受付印のあるもの。ただし、インターネット経由で提出した場合、受付印は不要。）なお、公共職業安定所長への提出義務のない事業者については、障害者雇用状況報告書	様式9	1部	1部
(10) 新型コロナウイルス感染症関連の給付金や雇用調整助成金の申請書の写し（※申請をしていない事業者は除く。）		1部	1部

(11) 実績を証する書類 (※実績がない事業者は除く。)	様式 10	1 部	10 部
3. 公募設置等計画			
(1) 事業の概要 ①事業の実施方針 ②事業の実施体制 ③事業計画 ④施設の配置計画 ④スケジュール	様式 11 様式 12 様式 13	1 部	10 部
(2) 公募対象公園施設の整備計画 ①公募対象公園施設の構造 ②公募対象公園施設の建設に関する事項 ③公募対象公園施設の施工計画 ④建築一般図(施設配置平面図、各階平面図、立面図、断面図、求積図) ⑤イメージパース(施設外観パース、施設内観パース)	様式 14	1 部	10 部
(3) 公募対象公園施設の管理運営計画 ①公募対象公園施設の管理運営計画の概要 ②公募対象公園施設の種類、場所、詳細 ③公募対象公園施設の管理運営に関する事項 ④公募対象公園施設の設置管理の期間	様式 15	1 部	10 部
(4) 特定公園施設・利便増進施設の整備計画 ①特定公園施設・利便増進施設の概要 ②特定建設施設・利便増進施設の建設に関する事項 ③特定建設施設・利便増進施設の施工計画 ④建設一般図(施設配置平面図、平面図、立面図、断面図、求積図) ⑤イメージパース(施設外観パース)	様式 16	1 部	10 部
(5) 特定公園施設・利便増進施設の管理運営計画 ①特定公園施設・利便増進施設の管理運営計画の概要 ②特定公園施設・利便増進施設の種類、場所 ③特定公園施設・利便増進施設の管理運営に関する事項 ④特定公園施設・利便増進施設の管理運営の期間	様式 17	1 部	10 部
(6) 各公園施設に関わる投資計画および収支計画	様式 18	1 部	10 部
(7) 公募対象公園施設の設置許可使用料の提案額	様式 19	1 部	10 部

【応募書類の取扱い】

①著作権の帰属

応募書類の著作権は応募者に帰属するものとします。ただし、設置等予定者の選定結果の公表等に必要な場合には、県は応募書類の著作権を無償で使用できるものとします。

②応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却いたしません。

③費用負担

応募に関する費用は、すべて応募者の負担とします。

④応募の辞退

応募書類提出後に辞退する場合は、応募辞退届(様式4)を提出してください

(7) 事務局

千葉県 県土整備部 都市整備局 公園緑地課 県立公園室 担当：青柳、木村
所在地：〒260-8667 千葉県千葉市中央区市場町 1-1 中庁舎 8 階
TEL:043-223-3241
FAX:043-222-6447
E-mail:kouen1@mz.pref.chiba.lg.jp

4. 受付期間

公募設置等計画等の受付を含め、すべての事務取扱は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。(ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く)

5. 審査方法等

(1) 審査の流れ

以下の手順に従って審査・評価します。

ア. 第一次審査 (資格等の審査)

提出されたすべての公募設置等計画等は、まず県において、都市公園法第5条の4第1項に基づき、以下の点について審査します。

この審査において、必要がある場合は、提出された書類の記載内容について応募者に説明を求めることがあります。

誤字・脱字など、内容の変更を伴わない明らかな瑕疵と県が認めたものについては、記載誤りとし、添付資料漏れ、記載漏れ、計算誤り、余事記載など内容への影響が軽微なもので、事務局が補正要求を行ったものについては、事務局の意見を付して選定委員会へ送付します。県が定めた期限内に補正要求に応じない者の公募設置等計画については、失格とします。

なお、失格となった提案の応募者には、令和4年11月中旬ごろまでにその旨の文書で通知します。

a. 参加資格の確認

応募者が、資格等を満たしているかを審査します。

b. 法令遵守に関する審査

公募設置等計画等の内容が法律、条例等に違反していないことを審査します。

c. 本指針に照らし適切なものであることの審査

公募設置等計画等が本指針に照らし、適切なものであることを審査します。審査の内容は以下のとおりです。

- ・公募設置等計画等が、本指針で示した目的や場所等と適合していること
- ・記載すべき事項が示されていること
- ・認定期間中の建設・運営の確実性が、提出された客観的な資料により見込めること

イ. 第二次審査

第一次審査を通過した提案について、「千葉県公募設置等予定者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において、表－３で示す評価の基準に沿って審査します。応募者には、選定委員会において、提案内容に関するプレゼンテーションを実施していただきます。プレゼンテーションの日時、場所等は、事務局から連絡します。

なお、応募者が多数の場合は、プレゼンテーション対象者を数者程度に絞ることがあります。

（２）選定委員会

県は公募設置等計画等の審査にあたり、選定委員会を設置します。

選定委員会では、応募者から提出された公募設置等計画等について表－３の評価項目、内容に基づき審査を行い、最優秀提案及び次点提案を選定します。

なお、審査の結果によっては、最優秀提案、次点提案の一方又は両方について、該当案なしとする場合があります。

選定委員会は、学識経験者３名、地元有識者１名、地元市職員１名の合計５名の委員から成るものとします。

（３）評価基準

県は、提出された公募設置等計画について、以下の評価項目に沿って評価を行います。

表－３ 評価の基準

評価項目	評価の視点	配点
①事業の実施方針 【様式 12】	・「千葉県立柏の葉公園における公募設置管理制度活用の方針」の内容に則し、県立柏の葉公園にふさわしい提案となっているか。 ・公園利用者の魅力向上に資する提案となっているか。	10
②事業の実施体制 【様式 12】 【様式 13】 【財務諸表】	・事業を実施するために十分に実行力のある業務実施体制となっているか。 ・応募法人等の実績は十分か。 ・財務体質は健全か。	15
③施設の整備計画 【様式 12】 【様式 14】 【様式 16】	<公募対象公園施設> ・コンセプトに沿った施設として、本公園の魅力向上につながる施設整備計画となっているか。 ・周囲の動線や施設との連携に配慮した計画となっているか。 ・本公園の自然環境、周囲の景観等と調和し、ユニバーサルデザインに配慮したデザイン、設計となっているか。	25
	<特定公園施設><利便増進施設> ・特定公園施設の整備内容、規模が公園利用者にとって充実したものとなっているか。 ・本公園の自然環境、周囲の景観等と調和し、ユニバーサルデザインに配慮したデザイン、設計となっているか。 ・地域住民の利便の増進に寄与する提案となっているか。	

	・ Aエリア、 Bエリアの 2 か所の提案があった場合。 (5 点加点)	5
④施設の 管理運営 計画 【様式 15】 【様式 17】	・ 公園利用者の魅力向上に資する管理運営計画となっているか。 ・ 大規模災害等が発生した際の広域防災拠点、広域避難場所を踏まえた管理運営計画となっているか。 ・ コロナ対策をはじめ、緊急事態等を想定した際の適切な対応方針が提案されているか。（認証店の取得等） ・ 指定管理者と連携が図られているか。 ・ 維持管理計画は適切なものとなっているか。	25
⑤事業計画 【様式 8】 【様式 12】 【様式 18】	・ 初期整備等にかかる資金調達の計画及び持続的な事業運営のための収支計画が適切か。 ・ 持続的で適切な事業スケジュールとなっているか。 ・ 事業撤退等に至ると想定されるリスクとその対応方針は適切か。	15
⑦価額提案 【様式 19】	・ 公募対象公園施設に係る使用料の額を評価する。	5
		100

(4) 結果通知

選定結果は、速やかに応募法人及び応募グループの代表法人に文書にて通知することとし、電話等による問い合わせには応じません。また、選定結果は、県ホームページに掲載することにより公表します。

(5) 選定委員会の委員への接触の禁止等

応募法人等が、最優秀提案及び次点提案選定前までに、選定委員会の委員に対して、本事業提案について接触を行った場合は、失格となります。

また、本指針配布日から設置等予定者決定通知日までは、応募法人等に限らずいかなる者からの提案内容、審査内容等に関するお問合せには、お答えできません。

(6) 無効又は失格

以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となる場合があります。

- ① 計画書等の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき
- ② 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- ③ 計画書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- ④ 虚偽の内容が記載されているもの
- ⑤ 「第3章 1 (1) 応募資格」のいずれかの条件を欠いたとき
- ⑥ その他、選定委員会で協議の結果、審査を行うに当たって不相当と認められるもの

6. 公募設置等予定者等の決定

県は、選定された最優秀提案を提出した応募法人等を公募設置等予定者として、また、次点提案を提出した応募法人等を次点者として決定します。県が公募設置等予定者の提出した公募設置等計画の認定に至らなかった場合、あるいは公募設置等予定者と基本協定を締結するに至らなかった場合は、次点者が公募設置等予定者としての地位を取得します。

なお、審査の結果によっては、公募設置等予定者、次点者の一方又は両方について、該当者なしとする場合があります。

7. 公募設置等計画の認定

県は、公募設置等予定者が提出した公募設置等計画を認定します。これにより、公募設置等予定者は認定計画提出者となります。

認定に当たっては、必要に応じて県と設置等予定者との調整により、設置等予定者が提出した公募設置等計画を一部変更した上で、変更後の公募設置等計画を認定する場合があります。

なお、認定後、協議を進める中で、関係者等との協議が整わなかった場合などは、計画内容を変更していただく場合があります。

8. 認定公募設置等計画の変更

各種調査等の実施により認定公募設置等計画を変更せざるを得ない場合は、県と協議の上、都市公園法第 5 条の 6 第 1 項に基づき県の認定を受けていただく必要があります。

変更にあたっては、都市公園法第 5 条の 6 第 2 項第 1 号及び第 2 号で規定する基準に適合する場合に限り、変更の認定を行うことができます。

9. 契約の締結等

(1) 基本協定

県は、認定計画提出者（応募グループの場合は、代表法人及び構成法人の連名を予定）と本事業の実施に関する基本的事項を定めた基本協定を締結します。基本協定の案は「第 3 章 1（4）提供情報」のとおり、様式 2 受領後に個別配布（希望制・後日配布）とします。

(2) 公募対象公園施設等の設置管理許可等

認定計画提出者（応募グループの場合は、代表法人を予定）は、施設の工事着手前に、公募対象公園施設、特定公園施設及び利便増進施設の設置許可等を受け、認定計画提出者の負担において、建設、維持管理及び運営を行って頂きます。

認定計画提出者は、事業期間終了後（設置許可等を取り消し又は更新しない場合、認定計画提出者が事業を途中で中止する場合も含む。）に公園施設（設置管理）廃止届等を提出し、公募対象公園施設及び利便増進施設を撤去し、更地にして県に返還して頂きます。

ただし、県が次期事業者を選定し、認定計画提出者と次期事業者との間で、認定計画提出者が有する権利の譲渡が確実になされることが見込まれ、かつ、これらの譲渡について県が事前に同意した場合は、この限りではありません。

なお、認定計画提出者が公募対象公園施設及び利便増進施設の撤去・更地返還を行わない場合、県は、認定計画提出者に代わり、施設の撤去等を行い、その費用を認定計画提出者へ請求します。

第4章 その他

1. リスク分担に関する事項

(1) リスク分担

本事業の実施における主なリスクについては、以下の負担区分とします。なお、リスク分担に疑義がある場合、又はリスク分担に定めのない内容が生じた場合は、県と認定計画提出者が協議の上、負担者を決定するものとします。

リスクの種類	内容	負担者	
		県	認定計画提出者
法令変更	認定計画提出者が行う整備・管理運営業務に影響がある法令等の変更による損害の負担		○
	認定計画提出者が行う整備・管理運営業務に影響がある法令等の変更による協定解除	協議事項	
第三者賠償	認定計画提出者が工事・維持補修・運営において公園利用者及び施設利用者等の第三者に損害を与えた場合		○
物価	設置等予定者決定後のインフレ、デフレ		○
金利	設置等予定者決定後の金利変動		○
不可抗力	自然災害等による業務の変更、中止、延期、臨時休業		○
	自然災害等による協定解除	協議事項	
資金調達	必要な資金確保		○
事業の中止、延期	県の責任による中止・延期	○	
	認定計画提出者の責任による中止・延期		○
	認定計画提出者の事業放棄、破綻		○
申請コスト	申請費用の負担		○
引継コスト	施設運営の引継ぎ費用の負担		○
施設の修繕等	公募対象公園施設及び特定公園施設		○
	上記以外の公園施設（認定計画提出者が設置管理許可に基づき設置管理している施設以外）	○	

債務不履行	県の協定内容の不履行	○	
	認定計画提出者の事由による業務又は協定内容の不履行		○
苦情・要望対応	認定計画提出者が設置管理する施設利用者からの苦情、訴訟、要望への対応		○
	上記以外の場合	○	

2. 業務の継続が困難になった場合等の措置

- (1) 認定計画提出者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、千葉県は認定計画提出者の事業の全部若しくは一部を停止させることができます。この場合、認定計画提出者は、千葉県に生じた損害を賠償するものとします。
- (2) 不可抗力その他千葉県又は認定計画提出者の責めに帰することができない事由により事業の継続が困難となった場合には、千葉県と認定計画提出者は事業の継続の可否について協議し、継続が困難と判断したとき、認定計画提出者の事業の停止を命ずることができるものとします。

3. その他

- (1) 選定されなかった申請者の提出書類は、設置等予定者の公表後90日以内に限り、申請者からの請求及び費用負担により原本（正本・副本）を返却します。
- (2) 千葉県情報公開条例の開示の請求があった場合は、同条例に基づき開示することがあります。
- (3) 「第3章 1 (1) ⑥」に該当するか否かについて、警察本部に照会を行う場合があります。